

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境保全協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村法道

乙 長崎市住吉町15番17号
長崎県環境保全協会
会長 城島壽一

(12) 災害時における L P ガス供給に関する協定

(県消防保安室：(一社) 長崎県 L P ガス協会)

長崎県（以下「甲」という。）と社団法人長崎県プロパンガス協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が長崎県内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、L P ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した県民等に対して行う L P ガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「L P ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所等に、L P ガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「L P ガス設備」という。）を運搬、設置及び点検してL P ガスを供給することをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において避難場所等へのL P ガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、L P ガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙1）によるものとする。ただし緊急をするときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 要請の経路は、別表1のとおりとする。

(協力事項の発動)

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が長崎県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なL P ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

(L P ガス設備の運搬、設置及び点検)

第6条 L P ガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、甲が指定した場所において、L P ガス設備の設置・点検が終了したときは、

速やかに文書（別紙2）により甲へ報告するものとする。

- 2 甲は設置場所に職員を派遣し、L Pガス設備の設置及び点検結果を確認するものとする。
ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が確認するものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるL Pガス供給に要する費用の負担区分は、原則として別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからのこの協定を終了する旨の申し出がない限り持続するものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年2月22日

甲 長崎県

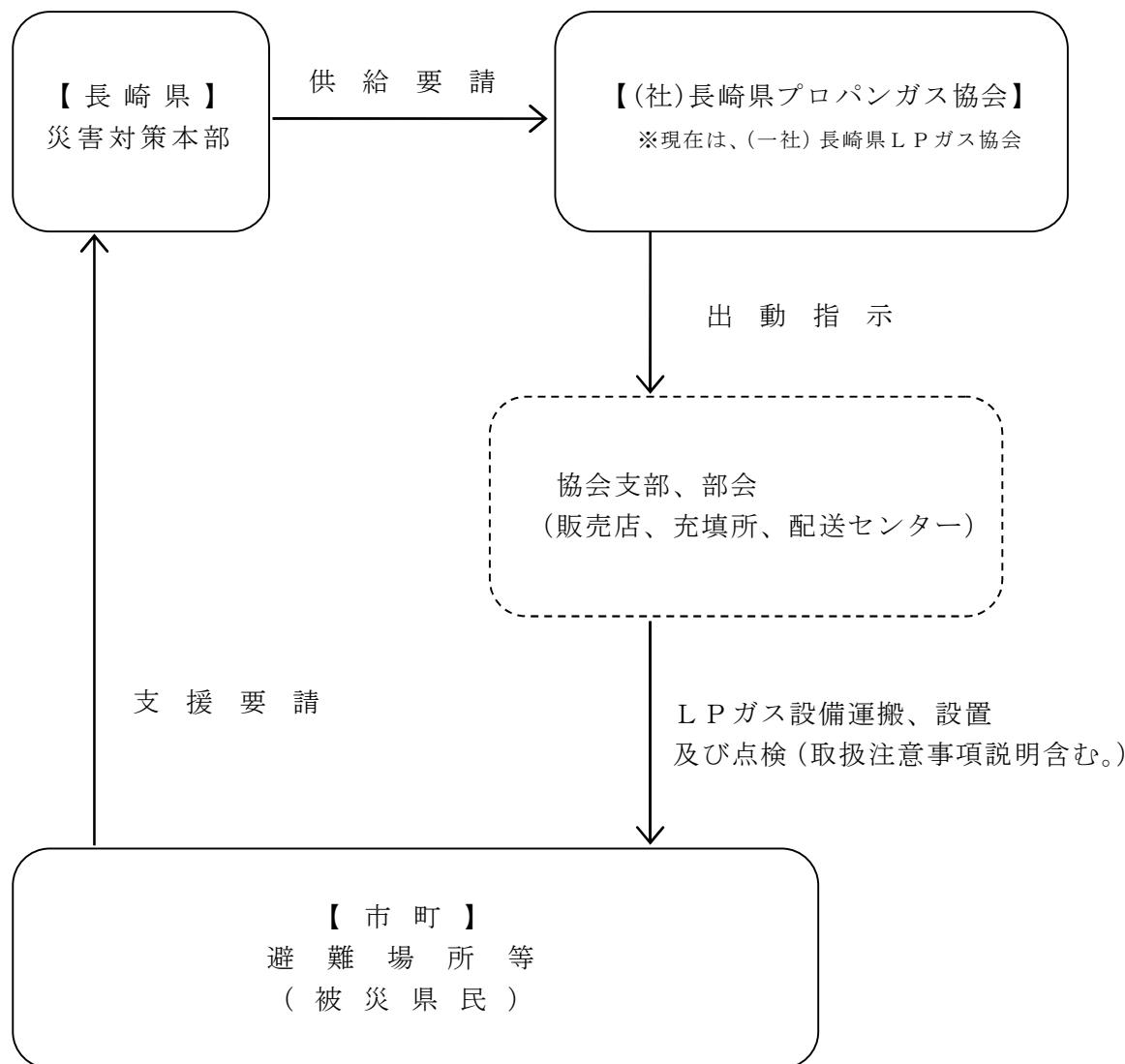
長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 社団法人 長崎県プロパンガス協会

長崎市伊勢町4番1号佐藤ビル4F
会長 田中 善一郎

※現在は、一般社団法人長崎県L Pガス協会

別表 1



別表 2

甲が負担するもの	(1) LPガス設備の運搬及び設置・点検に係る燃料費 (2) LPガス費
乙が負担するもの	(1) LPガス設備費 (2) LPガス設備の設置工具、点検器具費 (3) LPガス設備の設置・撤去に係る人件費

(13) ① 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課：(一社) 長崎県建設業協会：(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会：
(一社) 長崎県地質調査業協会：(一社) 長崎県測量設計コンサルタント協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建設業協会（以下「乙」という。）、
は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、緊急に災害対応を図るうえで、甲の地方機関（以下「地方機関」という。）と乙の支部（以下「支部」という。）が締結した「大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」（以下「支部協定」という。）による支援活動では十分に対応できず、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合

(甲の支援要請)

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

- 2 要請は支部協定を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

(乙の支援体制)

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- (1) 支部ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- (2) 災害時出動態勢として人員編成、建設資機材等の数量を取りまとめた、「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

(乙の支援内容)

第5条 乙の支援内容は、支援活動を実施する地域の地方機関と支部が締結している支部協定の定めによるものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関と支部が締結している支部協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に察し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年長崎県条例第8号）を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成26年5月28日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県建設業協会会长

(13) ② 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課：(一社) 長崎県建設業協会：(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会：
(一社) 長崎県地質調査業協会：(一社) 長崎県測量設計コンサルタント協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県港湾漁港建設業協会（以下「乙」という。）は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共交通機関等が被災し、迅速かつ効果的な対応を図るうえで、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- （1） 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- （2） 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合。

（甲の支援要請）

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

- 2 要請は甲の地方機関と乙が締結している「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」（以下「地方機関協定」という。）を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- （1） 甲の地方機関ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- （2） 災害時出動態勢として人員編成、建設資機材等の数量を取りまとめた「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

（乙の支援内容等）

第5条 乙の支援業務、支援内容は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによる

ものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務を従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際した応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年長崎県条例第8号）を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年5月28日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県港湾漁港建設業協会会长

(13) ③ 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課：(一社) 長崎県建設業協会：(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会：
(一社) 長崎県地質調査業協会：(一社) 長崎県測量設計コンサルタント協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県地質調査業協会（以下「乙」という。）、
は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況
の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共
土木施設等が被災し、迅速かつ効果的な対応を図るうえで、甲が乙に広域支援を要請する
必要があると認めた場合に適用する。

- （1） 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- （2） 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた
場合

（甲の支援要請）

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

- 2 要請は甲の地方機関と乙が締結している「大規模災害発生時（地すべり等）における支
援活動（社会貢献）に関する協定書」（以下「地方機関協定」という。）を準用し文書で行
うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭より行い、その後遅滞なく要請書を發
行する。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、
次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- （1） 甲の地方機関ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- （2） 災害時出動態勢として人員編成、建設資材等の数量を取りまとめた「資機材・編成人
員報告書」及び「指揮系統図」

（乙の支援活動の内容）

第5条 乙の支援活動の内容は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるも

のとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務を従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際した応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年長崎県条例第8号）を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年5月28日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県地質調査業協会理事長

(13) ④ 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課：(一社) 長崎県建設業協会：(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会：
(一社) 長崎県地質調査業協会：(一社) 長崎県測量設計コンサルタンツ協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県測量設計コンサルタンツ協会(以下「乙」という。)は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、迅速かつ効果的な対応を図るうえで、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合

(甲の支援要請)

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。
2 要請は甲の地方機関と乙が締結している「大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」(以下「地方機関協定」という。)を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

(乙の支援体制)

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- (1) 甲の地方機関ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- (2) 災害時出動態勢として人員編成、建設資機材等の数量を取りまとめた「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

(乙の支援活動の内容)

第5条 乙の支援活動の内容は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年長崎県条例第8号）を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月3日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県測量設計コンサルタント協会会長

(14) ① 大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

（県地方機関：長崎県建設業協会各支部：長崎県港湾漁港建設業協会）

長崎県長崎土木事務所長（以下「甲」という。）と社団法人長崎県建設業協会長崎支部長（以下「乙」という。）は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設が被災し、甲が緊急に災害対応を図るうえで乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 震度5以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波が発生した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合

（甲の支援要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時の支援を得るため、乙に対し次の要請を行う。

- (1) 甲が管理する公共土木施設の被災状況について、乙に情報提供を要請し、乙は被災状況報告書（別紙様式1）を提出する。
- (2) 被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認めた時は、緊急作業出動要請書（別紙様式2）により、乙に出動要請を行う。ただし緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- (3) 前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙が指名するブロックの幹事等に直接要請をすることができるものとする。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

- (1) ブロック毎の連絡網など組織的な支援体制を整備する。
- (2) 緊急出動等が可能な資材、機材、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

(乙の支援内容)

第5条 乙は、甲の災害対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

- (1) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第3条第1号の要請に基づき、被災状況報告書（別紙様式1）により情報提供する。
- (2) 第3条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制を基本に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届（別紙様式2）により甲に報告する。

(費用の負担)

第6条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

2 前条第2号の緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、清算するものとする。

(労災補償)

第7条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

平成17年11月28日

甲 長崎県長崎土木事務所
所長

乙 社団法人長崎県建設業協会長崎支部
支部長

※同内容の協定を県地方機関と長崎県建設業協会各支部間で締結

(14) ② 大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

（県地方機関：長崎県建設業協会各支部：長崎県港湾漁港建設業協会）

長崎県長崎土木事務所長崎港湾漁港事務所長（以下「甲」という。）と社団法人長崎県港湾漁港建設業協会長（以下「乙」という。）は、地震・津波・台風等による大規模な災害並びに油類流出等の大規模な事故が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害並びに事故対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、作業船、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害並びに事故対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害並びに事故により、甲が管理する港湾漁港施設等が被災し、甲が緊急に災害並びに事故対応を図る上で乙に支援を要請した場合に適用する。

- (1) 震度5以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波が発生した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合
- (4) 油類流出等の事故により広範囲に及ぶ海洋汚染が発生した場合

（支援業務）

第3条 この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。なお、支援業務の実施にあたっては、従事者の安全確保を優先するものとする。

- (1) 港湾漁港施設等の被災情報の収集及び報告並びに危険箇所の表示
- (2) 障害物・漂流物・ゴミ等の除去並びに緊急災害対策
- (3) 油類流出等による海洋汚染の拡大を防止する緊急事故対策
- (4) その他甲から要請のあった支援業務

（甲の支援要請）

第4条 甲は、大規模災害並びに事故発生時の支援を得るために、乙から報告のあった幹事会社に対し、次の要請を行う。

- (1) 甲が管理する港湾漁港施設等の被災状況について、被災情報提供要請書（別紙様式1）により幹事会社に情報提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- (2) 被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認めた時は、緊急作業出動要請書（別紙様式3）により、幹事会社に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- (3) 前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙から報告のあった副幹事会社並びに会員会社等へ直接要請することができるものとする。

(乙の支援体制)

第5条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に報告しておくものとする。

- (1) 甲の管内に幹事会社及び副幹事会社を置き、会員を含めた組織的な支援体制を整備する。
- (2) 緊急出動等が可能な資材、作業船、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

(幹事会社の支援内容)

第6条 幹事会社は、甲の災害並びに事故対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

- (1) 甲からの被災情報の提供要請を受け、被災情報提供要請通知書（別紙様式1）により会員等へ被災状況の提供を要請する。
- (2) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第4条第1号の要請に基づき、被災状況報告書（別紙様式2）により甲に情報提供する。
- (3) 第4条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制を基本に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届（別紙様式3）により甲に報告する。

(費用の負担)

第7条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

2 前条第2号の緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、精算するものとする。

(労災補償)

第8条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等へ周知するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙からの特段の意志表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月11日

甲 長崎県長崎土木事務所長崎港湾漁港事務所
所長
乙 社団法人長崎県港湾漁港建設業協会
会長

※同内容の協定を県地方機関と長崎県港湾漁港建設業協会間で締結

(15) 大規模災害並びに事故発生時における支援活動 (社会貢献)に関する協定書

(県土木部：(一社)長崎県ほ装協会)

長崎県土木部長（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県ほ装協会長（以下「乙」という。）は、地震及び風雪水害等による大規模な災害（大雪による道路交通混乱を含む）が発生し、混乱した初期段階又は混乱が予想される時において、甲の災害対応（大雪対応を含む）に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑な災害対応（除雪作業を含む）を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模災害により、甲が管理する公共土木施設が被災（大雪による道路交通混乱が予想される時を含む）し、甲が緊急に災害対応を図るうえで乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 震度5以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波が発生した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、大雪、その他異常な自然現象等が発生した場合

（甲の支援要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時の支援を得るため、乙に対し次の要請を行う。

- (1) 甲が管理する公共土木施設の被災状況について、乙に情報提供を要請し、乙は被災状況報告書（別紙様式1）を提出する。
- (2) 被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認めた時は、緊急作業出動要請書（別紙様式2）により、乙に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- (3) 前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙が指名するブロックの幹事等に直接要請をすることができるものとする。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

- (1) ブロック毎の連絡網など組織的な支援体制を整備する。
- (2) 緊急出動等が可能な資材、機材、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

（乙の支援内容）

第5条 乙は、甲の災害対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

- (1) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第3条第1号の要請に基づき、被災状況報告書（別紙様式1）により情報提供する。
- (2) 第3条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届（別紙様式2）により甲に報告する。

(費用の負担)

第6条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。
2 前条第2号の緊急の作業等に係る費用については、速やかに甲と対応した会員等との間で請負契約を締結し、精算するものとする。

(労災補償)

第7条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

平成29年2月21日

甲 長崎県土木部長
浅野 和広

乙 一般社団法人 長崎県ほ装協会長
中村 人久

(16) 災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書

(県港湾課：九州地方整備局：九州7県：下関市：福岡市：北九州市：佐世保市：
(一社) 日本埋立浚渫協会九州支部：九州港湾空港建設協会連合会：
山口県港湾建設協会：(一社) 日本海上起重技術協会九州支部：
全国浚渫業協会西日本支部：(一社) 日本潜水協会福岡支部：
(一社) 海洋調査協会：(一社) 港湾技術コンサルタンツ協会)

国土交通省九州地方整備局副局長（以下「甲」という。）、港湾管理者及び民間協力者は、災害が発生した場合における応急対策業務等に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（港湾管理者）

第2条 この協定で「港湾管理者」（以下「乙」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 福岡県知事（以下「乙1」という。）
- 二 佐賀県知事（以下「乙2」という。）
- 三 長崎県知事（以下「乙3」という。）
- 四 熊本県知事（以下「乙4」という。）
- 五 大分県知事（以下「乙5」という。）
- 六 宮崎県知事（以下「乙6」という。）
- 七 鹿児島県知事（以下「乙7」という。）
- 八 下関市長（以下「乙8」という。）
- 九 福岡市長（以下「乙9」という。）
- 十 北九州市長（以下「乙10」という。）
- 十一 佐世保市長（以下「乙11」という。）

（民間協力者）

第3条 この協定における民間協力者（以下「丙」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長（以下「丙1」という。）
- 二 九州港湾空港建設協会連合会会長（以下「丙2」という。）
- 三 山口県港湾建設協会会長（以下「丙3」という。）
- 四 一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長（以下「丙4」という。）
- 五 全国浚渫業協会西日本支部長（以下「丙5」という。）
- 六 一般社団法人日本潜水協会福岡支部長（以下「丙6」という。）
- 七 一般社団法人海洋調査協会会長（以下「丙7」という。）
- 八 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長（以下「丙8」という。）

（定義）

第4条 この協定で「災害」とは、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

- 2 この協定で「大規模災害」とは、前項の災害のうち、複数の県の港湾又は港湾法第2条第8項に規定する開発保全航路（以下同じ。）及び同法第55条の3の4に規定する緊急確保航路（以下同じ。）に甚大な被害を及ぼし、かつ、社会的に深刻な影響を及ぼすものをいう。
- 3 この協定で「応急対策業務等」とは、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長の出動要請に対し、丙の会員が実施する施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する業務及び甲又は乙への支援業務をいう。
- 4 この協定で「港湾施設等」とは、港湾法第2条第2項に規定する国際拠点港湾及び重要港湾に係る同法第2条第5項に規定する港湾施設、開発保全航路並びに緊急確保航路をいう。
- 5 この協定で「事務所長」とは、九州地方整備局の港湾事務所、港湾・空港整備事務所、航路事務所及び港湾空港技術調査事務所の長をいう。
- 6 この協定で「地方機関の長」とは、乙の所掌する出先機関の長をいう。
- 7 この協定で「資機材等情報」とは、使用可能な資機材及び人員の情報をいう。
- 8 この協定で「情報連絡要員」とは、甲又は乙が設置した災害対策本部において、災害情報等の情報収集を行い、丙へ情報連絡を行う丙の会員の人員をいう。
- 9 この協定で「緊急災害対策派遣隊（以下、「T E C – F O R C E」という。）」の活動とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。

（応急対策業務等の範囲）

第5条 応急対策業務等の範囲は、港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（応急対策業務等の内容等）

- 第6条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。
- 3 丙は、前項の規定にかかわらず、国土交通省組織令第206条に規定する九州地方整備局の管轄区域のうち港湾空港関係事務の管轄区域において震度6弱以上の地震が発生したときは、資機材等情報の収集を開始するものとする。
- 4 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員を特定し出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。
- 5 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった丙の会員は、可能な限り速やかに港湾施設等及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した被災箇所の被災状況を調査するとともに、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長からの指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。
- 6 丙は、本協定に基づく応急対策業務等が長期に亘り、甲又は乙より情報連絡要員の支援業務の出動要請があった場合は、九州地方整備局又は地方自治体が設置した災害対策本部等へ情報連絡要員を派遣し、支援業務を行うよう努めるものとする。
- 7 丙の会員は、九州地方整備局がT E C – F O R C Eの活動を開始し、甲よりT E C – F O R C Eの活動への支援業務の出動要請があった場合、T E C – F O R C Eの活動を迅速かつ円滑に実施するため、被災地へ出動し、T E C – F O R C Eの活動の支援業務を行う

ものとする。

- 8 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 9 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する資機材等情報について毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 丙の会員は、応急対策業務等を迅速に実施できるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 11 丙は、乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項による乙への報告を省略することができる。

(契約の締結)

- 第7条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、自らの負担により遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務等の取りまとめを行わせる者を指名するものとする。
 - 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害の場合)

- 第8条 甲は、大規模災害が発生した場合、広域的な見地から港湾施設等の応急対策の優先度を判断し、限られた資機材等を有効に活用して対策を実施することが求められるため、第6条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

- 第9条 甲、乙及び丙は、相互協力体制の充実及び強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を原則年1回実施するものとする。

(協定の適用範囲)

- 第10条 この協定は、甲又は乙と丙が締結するこの協定と同目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、この協定を優先するものとし、甲が第8条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

- 第12条 丙の会員は、応急対策業務等の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲又は事務所長の要請に係るものについては甲又は事務所長に、乙又は地方機関の長の要請

に係るものについては乙又は地方機関の長に報告し、その負担について甲又は事務所長に係るものについては甲又は事務所長と、乙又は地方機関の長に係るものについては乙又は地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書20通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年1月5日

甲 国土交通省 九州地方整備局副局長 藤井 元生

乙1 福岡県知事 小川 洋

乙2 佐賀県知事 山口 祥義

乙3 長崎県知事 中村 法道

乙4 熊本県知事 蒲島 郁夫

乙5 大分県知事 広瀬 勝貞

乙6 宮崎県知事 河野 俊嗣

乙7 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙8 下関市長 中尾 友昭

乙9 福岡市長 高島 宗一郎

乙10 北九州市長 北橋 健治

乙11 佐世保市長 朝長 則男

丙1 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長 烏田 克彦

丙2 九州港湾空港建設協会連合会会长 下石 誠

丙3 山口県港湾建設協会会长 井森 浩視

丙4 一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長 近藤 観司

丙5 全国浚渫業協会西日本支部長 清原 生郎

丙6 一般社団法人日本潜水協会福岡支部長 井川 臣治

丙7 一般社団法人海洋調査協会会长 川嶋 康宏

丙8 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会长 大村 哲夫

(17) J M A T 長崎の派遣に関する協定

(県医療政策課：(一社) 長崎県医師会)

長崎県知事（以下「甲」という。）と、社団法人長崎県医師会会長（以下「乙」という。）とは、国内において、大規模災害が発生した場合に迅速な医療救護を実施するため、災害発生時における J M A T 長崎（乙が派遣する医療救護班）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）または長崎県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護について、指定地方公共機関である乙に協力を求めることに關し、必要な事項を定める。

（要請及び医療救護計画）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、場所、期間、その他必要な事項を示し、J M A T 長崎の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前条に定める医療救護を円滑に実施するため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

3 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) J M A T 長崎の編成計画
- (2) 指揮連絡系統
- (3) その他必要な事項

（J M A T 長崎の業務）

第3条 乙が派遣する J M A T 長崎は、避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 J M A T 長崎の業務は次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 搬送支援
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた措置

（J M A T 長崎の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から派遣要請を受けた場合は、同条に定める医療救護計画に基づき直ちに J M A T 長崎を編成し、派遣するものとする。

2 乙が派遣する J M A T 長崎は、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

3 乙が派遣する J M A T 長崎の隊員（以下「隊員」という。）は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。

4 本県における災害において、緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により J M A T 長崎を派遣した後、速やかに甲に報告し、

その承認を得るものとする。

(JMAT長崎の輸送)

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、JMAT長崎の輸送について必要な措置をとるものとする。

(JMAT長崎の総合調整)

第6条 甲は、乙が派遣するJMAT長崎が効果的に医療救護活動を行えるよう当該医療救護活動の総合調整を行う。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣するJMAT長崎が使用する医薬品等は、当該医療機関が携行するもののが甲が供給するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(派遣費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したJMAT長崎の派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第3条に規定するJMAT長崎の活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則(昭和35年6月15日長崎県規則第42号)で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例(昭和32年11月12日長崎県条例第45号)による行政職給料表1級2号に当たる者の1日当たりの給与相当額(100円未満切り捨て)とする。
- (2) JMAT長崎の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例(昭和29年11月1日長崎県条例第47号)に準じて算定した額とする。
- (3) JMAT長崎が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) JMAT長崎が携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣したJMAT長崎が、災害救助法第24条(救助業務の従事指示)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第33条(費用の支弁区分)及び同法施行令第11条(実費弁償)の定めるところにより費用を弁償する。

(派遣費用負担の例外)

第12条 前2条のいずれにも該当しないJMAT長崎の派遣に要する費用は、乙が負担をするものとする。

(派遣費用の請求)

第13条 乙は、第10条及び第11条の定めによる派遣費用を請求するときは、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(補償)

第14条 甲は、乙が派遣するJMAT長崎の医療救護活動における事故等に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣したJMAT長崎が、災害救助法第24条（救助業務の従事指示）又は第25条（救助業務への協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）までの定めるところにより扶助金を支給する。

2 前項に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、甲が指定する様式により、甲に請求するものとする。

(負傷等の報告)

第16条 JMAT長崎の活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、甲が指定する様式により速やかに甲に報告するものとする。

(医療救護活動の報告)

第17条 乙は、第4条第2項の規定によりJMAT長崎を派遣したときは、医療救護活動後、甲が指定する様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(定めのない事項)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

なお、長崎県と社団法人長崎県医師会が平成11年8月25日に締結した「災害時の医療救護に関する協定」については、本協定の締結をもって廃止する。

平成25年 3月 7日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事

乙 長崎市茂里町3番27号
社団法人長崎県医師会
会長

(18) 長崎DMA Tの派遣に関する協定

(県医療政策課：長崎大学病院：長崎みなとメディカルセンター：
長崎原爆病院：済生会長崎病院：佐世保市総合医療センター：
長崎労災病院：北松中央病院：長崎医療センター：諫早総合病院：
島原病院：五島中央病院：上五島病院：壱岐病院：対馬病院)

長崎県知事大石賢吾（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の災害発生時における災害派遣医療チーム（以下「長崎DMA T」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の急性期に、日本DMA T隊員養成研修等の専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が災害現場に出動し、迅速な救命処置等や新興感染症等のまん延時の地域において必要な医療提供体制の支援等により、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、長崎DMA T運営要綱に基づき、医療救護活動等を行う必要が生じた場合には、乙に対し、長崎DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 消防機関の長は、現場に出場している救急隊員等からの情報により、被災状況が長崎DMA Tの派遣要請基準を満たし、かつ時間経過に伴う救命処置の遅れが被災者の生命に重大な影響を及ぼすと判断される場合には、指定病院の長に対して、直接、長崎DMA Tの派遣を要請することができる。

3 乙は、前2項の規定により要請を受けた場合は、直ちに長崎DMA Tを派遣するものとする。

4 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により派遣する必要があると認めたときは、乙の判断により長崎DMA Tを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定により長崎DMA Tを派遣した場合には、「長崎DMA T派遣に係る報告書」（様式第1号）により速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合において、乙が派遣した長崎DMA Tは、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（長崎DMA Tの活動内容）

第3条 乙が派遣する長崎DMA Tは、災害現場等において次の医療救護活動を行う。

- (1) 長崎DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部における指揮及び調整
- (2) 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- (3) 災害現場におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (4) 被災地内の病院におけるトリアージ、診療支援
- (5) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (6) 新興感染症等のまん延時に、患者受入等を調整する機能を有する組織・部門での入院

等調整

- (7) 施設内で新興感染症等の感染が拡大した介護施設等の感染対策、業務継続支援、診療応援
- (8) その他災害現場における救命活動に必要な措置

(派遣先)

第4条 乙が派遣する長崎DMA Tは、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

(指揮命令等)

第5条 乙が派遣する長崎DMA Tに対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(身分)

第6条 乙が派遣する長崎DMA Tの隊員（以下「隊員」という。）は、派遣元である乙の職員として医療救護活動等に従事する。

(現地までの移動手段)

第7条 乙が派遣する長崎DMA Tの現場までの移動手段は、原則として乙が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(装備品等)

第9条 甲は、乙が長崎DMA Tが装備する携行用医療資器材を購入するにあたっては、応分の負担を検討するものとする。

- 2 乙が、前項に規定する携行用医療資器材の購入を希望する場合は、事前に甲に協議するものとし、協議の時期及び提出する申請様式等については、甲の指示に従うものとする。
- 3 長崎DMA Tが装備する携行用医療資器材の維持管理及び医薬品・衛生材料の更新に要する費用は、乙が負担する。
- 4 甲は、長崎DMA Tのユニフォームを、乙に貸与する。
 - (1) 貸与するユニフォームは、災害医療用多機能ベスト及びキャップとする。
 - (2) 貸与するユニフォームの管理については、長崎DMA T運営要綱実施細則別記様式第10号により行う。

(派遣費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMA Tの派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第3条に規定する長崎DMA Tの活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例（昭和32年11月12日長崎県条例第45号）による行政職給料表1級2号に当たる者の1日当たりの給与相当額（100円未満切り捨て）とする。
- (2) 長崎DMA Tの派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。
- (3) 長崎DMA Tが移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 長崎DMA Tが携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

（災害救助法が適用された場合の費用弁償）

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMA Tが、災害救助法第7条（従事命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。

（派遣費用負担の例外）

第12条 前2条のいずれにも該当しないDMA Tの派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。

（派遣費用の請求）

第13条 乙は、第10条の定めによる派遣費用を請求するときは、「費用弁償請求書」（様式第2号）に次の各号に定める書類を添えて、甲に請求するものとする。

- (1) 第10条第1号の請求をする場合は、「長崎DMA T活動報告書」（長崎DMA T運営要綱実施細則別記様式第8号）
- (2) 第10条第2号の請求をする場合は、「旅費計算書」（様式第3号）
- (3) 第10条第3号の請求をする場合は、当該費用に係る請求書の写し
- (4) 第10条第4号の請求をする場合は、「医薬品、衛生材料使用報告書」（様式第4号）

（補償）

第14条 甲は、乙が派遣する長崎DMA Tの医療救護活動における事故等に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるもとのし、当該保険料を負担する。

（災害救助法が適用された場合の扶助金の支給）

第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMA Tが、災害救助法第7条（救助命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第12条（扶助金の支給）及び同法施行令第7条（扶助金の種目）から第15条（打切扶助金）までの定めるところにより扶助金を支給する。

(負傷等の報告)

第16条 長崎D.M.A.Tの活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式第5号)により報告するものとする。

(待機に係る費用)

第17条 長崎D.M.A.T派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和5年9月1日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 大石 賢吾
乙 ○○市○○町○○番○号
○○病院
院長 ○○ ○○

(19) 歯科医療救護班の派遣に関する協定

(県医療政策課：(一社) 長崎県歯科医師会)

長崎県知事（以下「甲」という。）と、社団法人長崎県歯科医師会長（以下「乙」という。）とは、国内において、大規模災害が発生した場合に迅速な歯科医療救護を実施するため、災害発生時において乙が派遣する歯科医療救護班に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）または長崎県地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護について、指定地方公共機関である乙に協力を求めることに関し、必要な事項を定める。

（要請及び歯科医療救護計画）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、場所、期間、その他必要な事項を示し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前条に定める歯科医療救護を円滑に実施するため、歯科医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

3 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)歯科医療救護班の編成計画
- (2)指揮連絡系統
- (3)その他必要な事項

（歯科医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1)歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2)前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3)転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4)身元確認作業に関する協力

（歯科医療救護班の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から派遣要請を受けた場合は、同条に定める歯科医療救護計画に基づき直ちに歯科医療救護班を編成し、派遣するものとする。

2 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

3 乙が派遣する歯科医療救護班員（以下「班員」という。）は、派遣元である乙の職員として歯科医療救護活動に従事する。

4 本県における災害において、緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は甲が行うものとし、第3条第2項第1号ないし第3号の業務に係るものについては福祉保健部が、同条同項第4号の業務に係るものについては、警察本部が所管する。この場合、甲は乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療機関が携行するもののほか甲が供給するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、災害時における歯科医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(派遣費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班の派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第3条に規定する歯科医療救護班の活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例（昭和32年11月12日長崎県条例第45号）による行政職給料表1級2号に当たる者の1日当たりの給与相当額（100円未満切り捨て）とする。
- (2) 歯科医療救護班の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。
- (3) 歯科医療救護班が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第24条（救助業務の従事指示）又は第25条（救助業務への協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。

(派遣費用負担の例外)

第12条 前2条のいずれにも該当しない歯科医療救護班の派遣に要する費用は、乙が負担をするものとする。

(派遣費用の請求)

第13条 乙は、第10条及び第11条の定めによる派遣費用を請求するときは、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(補償)

第14条 甲は、乙が派遣する歯科医療救護班の歯科医療救護活動における事故等に対応するため、班員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第24条（救助業務の従事指示）又は第25条（救助業務への協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）までの定めるところにより扶助金を支給する。

2 前項に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、甲が指定する様式により、甲に請求するものとする。

(負傷等の報告)

第16条 歯科医療救護班の活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、甲が指定する様式により速やかに甲に報告するものとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第17条 乙は、第4条第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、甲が指定する様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(定めのない事項)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙 協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 25 年 3 月 7 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事

乙 長崎市茂里町 3 番 19 号
社団法人長崎県歯科医師会
会長

(20) 災害時等における薬剤師の派遣に関する協定書

(県薬務行政室：(一社)長崎県薬剤師会)

長崎県（以下「甲」という。）と、一般社団法人長崎県薬剤師会（以下「乙」という）は、大規模災害の発生あるいは災害発生に備え、迅速かつ円滑な医療救護活動を行うため、災害時等において乙が派遣する薬剤師に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき作成された長崎県地域防災計画並びに医療救護に関する関係指針・マニュアル、さらに県内各市町（以下「関係市町」という。）の地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、医療救護の応援が必要な場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとし、乙は、甲の要請に応じ薬剤師を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を円滑に実施するため、予め長崎県薬剤師会医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師の活動場所）

第4条 派遣される薬剤師は、関係市町の救護所又は避難所（以下「救護所等」という。）、医薬品・医療材料等（以下「医薬品等」という。）の保管・集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師の業務）

第5条 派遣される薬剤師が医療救護活動を行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における調剤、薬剤交付及び服薬指導
- (2) 医薬品等の保管・集積場所における医薬品等の仕分け、管理及び供給
- (3) 医薬品等に関する相談
- (4) 原子力災害発生時に備えた安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウムの丸薬及び内服薬）の事前配布に関する協力及び発生時の安定ヨウ素剤予防服用に係る薬剤交付、服薬指導
- (5) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤師の輸送）

第6条 甲又は乙は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

(総合調整)

第 7 条 甲は、乙が派遣する薬剤師が円滑に医療救護活動を実施できるよう当該医療救護活動の総合調整を行う。

(医薬品等の供給)

第 8 条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、派遣される薬剤師が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

(調剤費)

第 9 条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(派遣費用負担)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した薬剤師の派遣に要する費用は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき算定した額とし、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第 4 条に規定する薬剤師の業務に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和 35 年長崎県規則第 42 号）で定める額とする。
- (2) 薬剤師の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和 29 年長崎県条例第 47 号）に準じて算定した額とする。
- (3) 薬剤師が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

(派遣費用負担の例外)

第 11 条 前条のいずれにも該当しない薬剤師の派遣に要する費用は、乙が負担をするものとする。

(派遣費用の請求)

第 12 条 乙は、第 10 条の規定による派遣費用を請求するときは、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(医療救護活動の報告)

第 13 条 乙は、第 2 条の規定により薬剤師を派遣したときは、医療救護活動後、速やかに甲に報告するものとする。

(業務災害の報告)

第 14 条 乙は、第 2 条の規定により派遣した薬剤師が、医療救護活動のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(合同訓練)

第 15 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加し、災害時に適切な対応ができるよう努めるものとする。

(扶助金の支給)

第 16 条 医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき算定した額とする。

なお、支給を受けようとする者は、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲乙いずれかの申し出がない場合は当該有効期間満了の日から換算して 1 年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 11 月 14 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町 3 番 18 号
一般社団法人長崎県薬剤師会
会長 宮崎 長一郎

(21) 災害発生時等における医療救護活動に関する協定書

(県福祉保健課：(公社) 長崎県看護協会)

長崎県（以下「甲」という。）と公益社団法人長崎県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における医療救護活動（以下「救護活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、長崎県内外で地震、風水害その他の災害等が発生した場合、新興感染症等のまん延した場合（以下「発災時等」という。）において、甲が乙に対して救護活動の協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の内容）

第2条 発災時等において、乙は甲からの協力要請に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の2に規定する災害・感染症医療業務従事者である看護師（以下「災害支援ナース」という。）から構成される看護班を下記の救護活動に派遣するものとする。

災害発生時等において、乙は甲からの協力要請に基づき、看護班を下記の救護活動に派遣するものとする。

- (1) 被災地の病院等における看護業務
- (2) 避難所等における避難住民の健康相談及び健康管理業務
- (3) 新興感染症のクラスター発生病院・宿泊療養施設等における看護業務
- (4) その他甲と乙双方が必要と認める業務

（指揮命令）

第3条 看護班に対する指揮命令については、甲が指定するものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「救護活動要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施し、その実態を「救護活動報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担等）

第6条 甲の協力要請により乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護班の派遣に要する旅費及び日当

- (2) 看護班が救護活動に従事する際に使用する資機材にかかる損料
- (3) 看護班が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(補償)

第7条 甲は、乙が派遣する看護班の救護活動における事故等に対応するため、班員を損害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(業務の委託)

第9条 災害支援ナースの派遣調整に関しては、発災時に別途委託契約を締結する。

(登録者名簿の管理)

第10条 乙は災害支援ナースの登録者名簿管理を行い、登録内容に変更が生じた時は更新する。

2 乙は、甲の申請により、登録者名簿を提出する。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第13条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年6月1日（令和6年3月22日変更協定）

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道
(変更協定)
長崎県尾上町3番1号

長崎県知事 大石 賢吾

乙 謙早市永昌町23番6号
公益社団法人長崎県看護協会
会長 西村 伊知恵
(変更協定)
謙早市永昌町23番6号
公益社団法人長崎県看護協会
会長 日野出 悅子

(22) 災害時における医薬品の供給に関する協定

(県薬務行政室：長崎県医薬品卸業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と、長崎県医薬品卸業組合（以下「乙」という）は、大規模災害の発生に際し、迅速かつ円滑な医薬品の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医薬品の調達業務に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品を調達する必要が生じたとき、又は県内市町より供給の要請があったときは、乙に対し乙の加入組合員（供給業者）が保有する医薬品の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品は、甲が保有する災害緊急用の備蓄医薬品又は乙の加入組合員（供給業者）が保有する医薬品で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品
- (2) その他、甲が指定するもの

（要請の方法）

第5条 第2条の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（緊急要請）

第6条 やむを得ない事情により、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入組合員（供給業者）に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況について、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（医薬品の受け取り）

第7条 医薬品の受け取り場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、甲はこれを受け取るものとする。

（配送体制の確保）

第8条 医薬品の配送については、乙が行うものとする。なお、乙の配送経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、事前に甲乙調整のうえ、監督部署に緊急配送車両の登録（緊急通行車両等事前届出）を行い、通行許可車両として使用可能となるように準備する。

(費用弁償)

第9条 供給要請した医薬品のうち乙の加入組合員（供給業者）が保有する医薬品の実費については、医療機関等が支払うべき場合を除き、甲は、災害発生の直前における適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲乙いずれかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

制定附則

この協定は、平成9年8月4日から施行する。

改正附則

この協定は、平成28年6月1日から施行する。

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県諫早市東小路町2番28号
長崎県医薬品卸業組合 理事長 宮崎 到

(23) 災害時における医療材料等の供給に関する協定

(県薬務行政室：長崎県医科器械協会（現：長崎県医療機器協会）)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県医療機器協会（以下「乙」という。）は、大規模災害の発生に際し、迅速かつ円滑な医療材料等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医療材料等の調達業務に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医療材料等の確保を図るため、医療材料等を調達する必要が生じたとき、又は県内市町より供給の要請があったときは、乙に対し、保有する医療材料等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療材料等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療材料等は、乙が保有する医療材料等で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医療材料等
- (2) その他、甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第5条 第2条の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（緊急要請）

第6条 やむを得ない事情により、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入協会員（供給業者）に対し供給要請ができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況について、事故後速やかに乙に連絡するものとする。

（医療材料等の受け取り）

第7条 医療材料等の受け取り場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、甲はこれを受け取るものとする。

（配送体制の確保）

第8条 医療材料等の配送については、乙が行うものとする。なお、乙の配送経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、事前に甲乙調整のうえ、監督部署に緊急配送車両の登録（緊急通行車両等事前届出）を行い、通行許可車両として使用可能となるように準備する。

(費用弁償)

第9条 供給要請した医療材料等の実費については、医療機関等が支払うべき場合を除き、甲は、災害発生の直前における適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲乙いずれかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

制定附則

この協定は、平成9年8月4日から施行する。

改正附則

この協定は、平成28年4月1日から施行する。

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市興善町6番7号
長崎県医療機器協会 理事長 米満 康彦

(24) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

(県薬務行政室：(一社) 日本産業・医療ガス協会九州地域本部)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部（以下「乙」という。）は、災害発生に際し医療ガス等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医療ガス等の調達業務に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、調達する必要が生じたときは、乙に対し、医療ガス等の供給を要請することができるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、甲から医療ガス等の供給に関する要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 医療ガス
- (2) 医療ガスの使用にあたり必要となる資機材等
- (3) その他甲が指定するもの

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

（緊急要請）

第6条 やむを得ない事情により前条による甲及び乙の連絡手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入会員又は長崎支部に対し供給を要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況について、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（医療ガス等の受け取り）

第7条 医療ガス等の受け取り場所については甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する代理の者が品目及び数量を確認のうえ、これを受け取るものとする。

（医療ガスを使用する施設の安全性の確認）

第8条 医療ガスを使用する施設設備の安全性等を確認する必要がある場合には、甲は乙に対し安全性等の確認について協力を要請できるものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は供給を要請した医療ガス等の実費については、その費用を医療ガス等の供給を

行った乙の加入会員に支払うものとする。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、協定適用の日から起算して 1 年間とする。ただし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 31 日

甲 長崎県長崎市江戸町 2-13
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 3-1-10
一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部
医療ガス部門本部長 岩切 充弘

(25) 災害時における高齢者施設への応援に関する協定書

(県長寿社会課：長崎県老人福祉施設協議会：(一社) 長崎県老人保健施設協会：
(一社) 長崎県認知症グループホーム連絡協議会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）、一般社団法人長崎県老人保健施設協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人長崎県認知症グループホーム連絡協議会（以下「丁」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災した高齢者施設（以下「被災施設」という）への応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内又は県外の災害時に、甲乙丙丁が相互に協力して被災施設への応援等について協議し、円滑な支援の実施を図ることを目的とする。

（情報の収集等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、平常時において、施設の入所者等の状況や応援体制等について、できる限り情報を収集するよう努めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、災害時における被災施設の被害状況や応援の実施状況等について、積極的に情報の収集及び共有に努めるものとする。

（応援の要請）

第3条 甲は、乙、丙及び丁に対して応援要請をする場合は、次の事項を明らかにしてファクシミリ又は電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 被災施設の概要及び被災状況
- (2) 被災施設の入所者等の状況
- (3) 応援の種類
- (4) 応援の具体的な内容及び必要量
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 被災施設への経路
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

（応援の調整）

第4条 乙、丙及び丁は、甲から前条の要請を受けた場合又は被災施設への応援等の対応が必要であると認めた場合は、次の各号に掲げる事項について、乙、丙及び丁の会員施設に対し、応援の調整を行なうものとする。

- (1) 被災施設の入所者等の一時的受入れのための施設の提供
- (2) 被災施設の入所者等に対する食料、飲料水等の生活必需品、衣服、おむつ等の生活用品、ベッド、車いす等の備品等の提供
- (3) 被災施設に対する介護職員その他必要な職員の派遣

- (4) 被災施設に対する救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

(受入者数の決定)

第5条 前条第1号に規定する一時的受入れに当たっては、受入施設に過大な負担がかからないよう、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、甲と受入先施設との協議の上、具体的な受入者数を決定するものとする。

(他の団体等への応援の調整)

第6条 乙、丙及び丁は、乙、丙及び丁の会員施設による応援では不足する場合には、甲に対し、乙、丙及び丁の会員施設以外の施設による応援について、調整を要請することができる。

2 甲は、乙、丙及び丁から前項の要請を受けた場合には、第4条各号の事項について、乙、丙及び丁以外の団体又は他県に対して、第3条に定める応援の要請をするものとする。

(終了報告)

第7条 乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務を終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応援を受けた施設等の名称
- (2) 応援を行った施設等の名称
- (3) 提供した応援の内容及び数量
- (4) 応援活動の実施期間
- (5) その他必要な事項

(協定書細目)

第8条 玄海原子力発電所における原子力災害が発生した場合の対応をより効果的に行うため、災害時における高齢者施設への応援に関する協定書細目を別に定める。

(経費の負担)

第9条 避難入所者の移送及び受入れに要した経費のうち、介護保険の対象となる経費については、避難元又は避難先の施設が請求を行い、その他の経費については、国等が示す取扱いをもとに別途協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙丁がその都度協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の決めを円滑に実施するため、甲においては長寿社会課に、乙、丙及び丁においては事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙丙丁いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないとときは、有効期間満了の日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 15 日

甲 長崎県知事 中村 法道 印

乙 長崎県老人福祉施設協議会

会長 阿比留 志郎 印

丙 一般社団法人長崎県老人保健施設協会

会長 土井 庸正 印

丁 一般社団法人長崎県認知症グループホーム連絡協議会

会長 白仁田 敏史 印

(26) 災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定書

(県福祉保健課：(公社) 長崎県栄養士会)

長崎県（以下「甲」という。）と、公益社団法人長崎県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における栄養・食生活支援活動にかかる協力について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、県内で災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び長崎県地域防災計画に基づき、甲が行う避難所及び仮設住宅等の被災者に対する健康対策のうち栄養・食事相談等（以下「栄養・食事相談」という。）に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、被災者に対し、栄養・食事相談を行う必要が生じた場合は、乙に対し、場所、期間その他必要な事項を示し、派遣を要請するものとする。乙は甲から要請を受けた場合は、被災地域に派遣する管理栄養士・栄養士（以下「乙が派遣する管理栄養士等」という。）の調整を行い、速やかに栄養・食事相談支援チームを編成するものとする。

2 乙は、乙が派遣する栄養・食事相談支援チームの編成を行う場合は、乙に属する長崎県栄養士会災害支援チームとの調整を行うものとする。

3 乙は、栄養・食事相談等に係る支援活動を円滑に実施するため、活動計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

4 前項の活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 長崎県栄養士会災害支援チームの編成計画
- (2) 指揮連絡系統
- (3) その他必要な事項

（支援活動内容）

第3条 乙が派遣する管理栄養士等は、原則、被災地において医療救護班や保健活動と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 被災者（要配慮者を含む。）への栄養・食事相談
- (2) 避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育
- (3) 特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルクや高齢者用食品、病者用食品等）の提供に係る支援
- (4) その他必要な事項

（指揮命令等）

第4条 乙が派遣する管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（現地までの移動手段）

第5条 乙が派遣する管理栄養士等の現場までの移動手段は、原則として乙が確保するもの

とする。

(報告)

第6条 乙は、第3条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

(派遣費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣する管理栄養士等の派遣に要する費用は、災害救助法に基づき算定した額とし、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第3条に規定する管理栄養士等の業務に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。
- (2) 管理栄養士等の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。
- (3) 管理栄養士等が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。
ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 管理栄養士等が支援活動の際に使用した資機材等の使用料は、実費の額とする。

(補 償)

第8条 甲は、乙が派遣する管理栄養士等の支援活動における事故等に対応するため、管理栄養士等を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(負傷等の報告)

第9条 管理栄養士等の支援活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した管理栄養士等が業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第12条（扶助金の支給）及び同法施行令（昭和22年政令第225号）第7条（扶助金の種目）から第15条（打切扶助金）までの定めるところにより扶助金を支給する。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制の整備と甲との連絡体制の強化に努めるものとする。

(定めのない事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和 元年 10月 18日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市大黒町3番1号 長崎交通産業ビル5階
公益社団法人長崎県栄養士会
会長 篠崎 彰子

(27) 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

(県福祉保健課：長崎災害リハビリテーション推進協議会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎災害リハビリテーション推進協議会（長崎 JRAT）（以下「乙」という。）は、災害リハビリテーション支援について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）又は長崎県地域防災計画に基づき甲が行う災害リハビリテーション支援活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連死、生活不活発等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、支援対象者の早期自立生活の再建及び被災地域の復興を支援する活動の全てをいう。

2 災害リハビリテーション支援活動とは、災害リハビリテーションによる支援及び当該支援に係る本部運営、事務、人材の派遣等の調整業務をいう。

（災害リハビリテーション支援活動に係る人材の派遣）

第3条 甲は、災害リハビリテーション支援活動を実施する必要が生じた場合は、迅速適切に乙に対し、場所、期間、その他必要な事項を示し、当該活動に係る人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、災害リハビリテーション支援チームを編成し派遣するものとする。なお、同項の要請は、原則として文書を速やかに交付して行うものとする。

3 乙は、災害リハビリテーション支援活動を円滑に実施するため、活動計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

4 前項の活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 災害リハビリテーション支援チームの編成計画
- (2) 災害リハビリテーション支援活動に係る指揮連絡系統
- (3) その他必要な事項

5 災害の規模及び状況を踏まえて、乙は甲と協議の上で派遣規模を決定し、必要に応じて乙は他都道府県からの災害リハビリテーション支援チームの受入れの調整を行うものとする。

（災害リハビリテーション支援チームの業務）

第4条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームは、甲又は市町が設置する避難所、仮設住宅、在宅避難者等において災害リハビリテーション支援を行うことを原則とする。

2 災害リハビリテーション支援チームの業務は次のとおりとする。

- (1) 避難所、避難場所等の環境アセスメント並びに改善に関する対応及び提案
- (2) 支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントリアージ）及び情報収集
- (3) 支援対象者の生活不活発病等を予防するための活動
- (4) リハビリテーション医療器材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応
- (5) その他必要な支援

（連絡責任者の指定）

第5条 第3条第1項の派遣要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、緊急時の連絡先を相互に報告するものとする。その内容に変更を生じた場合は、申し出て内容を更新するものとする。

（指揮）

第6条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームに対する指揮は、長崎県災害対策本部の方針に基づき、乙の代表が行うものとする。

（災害リハビリテーション支援チームの輸送）

第7条 災害リハビリテーション支援チームの輸送手段は乙が確保するものとする。ただし、道路等の被災状況により乙による輸送手段の確保が困難な場合には、甲は乙に対して必要な措置を講じるものとする。

（リハビリテーション医療器材等の供給）

第8条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームが使用するリハビリテーション医療器材、医薬品、支援用物品等は、当該災害リハビリテーション支援チームが携行するものを含め、甲が供給するものとする。

2 支援対象者へ提供されるリハビリテーション医療器材とは、弾性包帯及び補装具、杖及び車椅子、段ボールベッド等、支援対象者の活動性を補助する機器等をいう。

（医療費）

第9条 避難所、避難場所等における支援対象者の医療費は無料とする。

（支援活動終了の時期）

第10条 災害リハビリテーション支援活動の終了は、原則として避難所等の規模が縮小するとともに、長崎県地域リハビリテーション支援体制がその機能を回復し、当該活動を引き継ぐことが可能となる時期とする。具体的な支援活動終了の期日については、甲乙協議の上決定する。

(実費弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙がリハビリテーション支援活動を実施した場合に要する費用は、災害救助法の定めるところにより、次の各号について甲が負担するものとする。

- (1) 災害リハビリテーション支援活動に従事する宿泊を含む旅費及び日当
- (2) 災害リハビリテーション支援活動に従事する際に使用するリハビリテーション医療器材、医薬品等に係る損料
- (3) 災害リハビリテーション支援チーム員が災害リハビリテーション支援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 災害リハビリテーション支援チーム員の災害リハビリテーション支援活動における事故等に対応するためのチーム員の損害保険の保険料

(他都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣)

第12条 第3条第1項の派遣要請は原則として長崎県内を対象地域とする。ただし、他の都道府県において災害が発生し、甲が派遣要請の必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前各条の規定は、前項ただし書の規定による他の都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣において準用する。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めることができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合はこの協定は1年間延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 元年 11月 26日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市銀屋町4番11号
長崎災害リハビリテーション推進協議会
代表 松坂 誠應

(28) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社) プレハブ建築協会)

(趣 旨)

第1条 この協定は、長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）に建設に関して、長崎県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建築)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委託した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査し、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するもとし、部員及び会員に移動があった場合は、甲に報告する。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協議は平成8年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成8年2月29日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県
長崎県知事 高田 勇

乙 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番6号
社団法人 プレハブ建築協会
会長 石橋 鶴

(29) ① 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(県住宅課：(公社) 長崎県宅地建物取引業協会：

(公社) 全日本不動産協会長崎県本部)

(趣 旨)

第1条 この協定は、長崎県（以下「甲」という）が、社団法人 長崎県宅地建物取引業協会（以下「乙」という）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に2条に基づく協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部まちづくり推進局住宅課、乙においては社団法人長崎県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方またはいずれか一方からの特段の意志表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施 行)

第8条 この協定は平成21年2月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年2月2日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県
長崎県知事 金子原二郎

乙 長崎市目覚町3番19号
社団法人 長崎県宅地建物取引業協会
会長 山口管律

(29) ② 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(県住宅課：(公社) 長崎県宅地建物取引業協会：

(公社) 全日本不動産協会長崎県本部)

(趣 旨)

第1条 この協定は、長崎県（以下「甲」という）が、社団法人全日本不動産協会長崎県本部（以下「乙」という）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるとときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に2条に基づく協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部まちづくり推進局住宅課、乙においては社団法人全日本不動産協会長崎県本部事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方またはいずれか一方からの特段の意志表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施 行)

第8条 この協定は平成21年2月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年2月2日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県
長崎県知事 金子原二郎

乙 長崎市樺島町7番1号
社団法人 全日本不動産協会長崎県本部
本部長 宮原清明

(30) 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定

(県住宅課：(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会)

長崎県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において住宅の確保を要する被災者の住宅として利用する民間賃貸住宅の情報提供等に関し、甲が乙に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定は、平成27年6月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月16日

甲 長崎県知事 中村 法道

乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長 川口 雄一郎

(31) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

(県住宅課：(独) 住宅金融支援機構)

長崎県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、長崎県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるよう次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が充分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成27年9月1日から適用する。

なお、長崎県知事と住宅金融公庫福岡支店長との間で締結した平成17年6月1日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 長崎県知事 中村 法道

乙 独立行政法人住宅金融支援機構 理事長 加藤 利男

(32) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社) 全国木造建設事業協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、長崎県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅であつて木造のものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話その他適当な方法によることができる。この場合において、甲は前記文書を事後速やかに提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下、「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下同じ。）の指示に従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、検査合格した後に、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を、毎年1回甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 2月15日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 東京都中央区八丁堀3-4-10京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 青木 宏之

(33) ① 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社) 日本木造住宅産業協会：
(一社) 日本ムービングハウス協会)

(趣旨)

第1条 この協定は長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設木造住宅の建設（以下「住宅建設」という。）の実施に関して、長崎県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この協定における対象は、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で木造のものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の被災状況等を勘案して住宅建設の協力要請を行う。協力要請を行うに当たっては、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話などによることができる。この場合において、甲は前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、第3条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた業者は、甲（甲が住宅建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会九州支部事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力などの状況を毎年1回

甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年2月28日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 東京都港区六本木一丁目7番27号
一般社団法人日本木造住宅産業協会
会長 市川 晃

(33) ② 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社) 日本木造住宅産業協会：
(一社) 日本ムービングハウス協会)

(趣旨)

第1条 この協定は長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設木造住宅の建設（以下「住宅建設」という。）の実施に関して、長崎県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この協定における対象は、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）とする。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の被災状況等を勘案して住宅建設の協力要請を行う。協力要請を行うに当たっては、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話などによることができる。この場合において、甲は前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、第3条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた業者は、甲（甲が住宅建設を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力などの状況を毎年1回

甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し隨時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年6月30日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

(34) 災害時における畳の供給に関する協定書

(県住宅課：長崎県畳工業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県畳工業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先供給に関して、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲から乙に対して行う供給要請に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時に甲が必要と認めるとき又は市町が甲に要請したときは、甲は乙に対して畳の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として「災害時における畳の供給に関する要請書」（別紙様式第1号）により文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給可能な範囲内において、協力するものとする。

2 乙は、前項により畳の供給を行った場合、甲に対し、「災害時における畳の供給状況報告書」（別紙様式第2号）により実績報告を行うものとする。

（畳の引き渡し）

第4条 畳の引き渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引き渡し場所までの畳の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が畳を運搬する際には、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるよう尽可能な範囲で支援するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した畳及び第4条の規定により乙が行う運搬に要する費用については、乙が負担するものとする。ただし、第4条ただし書きの規定により、甲が指定する者が運搬した費用については甲又は甲が指定する市町が負担するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 乙は乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本協定に基づく業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、労働災害に関する関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め相互に「連絡責任者届」(別紙様式第3号)を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合にも、その都度提出するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙が供給可能な畠の数量について、「災害時における畠の供給協力可能状況報告依頼書」(別紙様式第4号)により、随時報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められた場合は、「災害時における畠の供給協力可能状況報告書」(別紙様式第5号)により報告するものとする。

(訓練への参加要請)

第11条 乙は、甲が実施する総合防災訓練等に参加を要請されたときは、積極的にこれに協力するものとする。

2 前項の規定により訓練参加した際の経費については、乙の負担とする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期限)

第13条 本協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 長崎市尾上町3-1
長崎県知事 中村 法道

乙 西彼杵郡長与町三根郷54-9
長崎県畠工業組合
理事長 荒木 敏昭

(35) 地震時等における被災建築物応急危険度判定等に関する協定書

(県建築課：(一社)長崎県建築士会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建築士会（以下「乙」という。）は、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生のおそれがある場合における被災建築物の応急危険度判定の実施等に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「長崎県地域防災計画（震災対策編）」に基づき大規模地震後の二次災害を防止するために実施する被災建築物等の応急危険度の判定活動及び相談活動について、甲が乙及び乙の会員（以下「会員」という。）の応援もしくは協力を得るにあたり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間判定士（以下「判定士」という。）とは、長崎県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に定める被災建築物応急危険度判定士のうち、県及び市町村等の職員を除く民間の被災建築物応急危険度判定士をいう。
- (2) 判定活動等とは、被災建築物応急危険度に関する判定活動、判定実施に必要な調査活動及び相談活動等をいう。

（事前準備）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく判定活動等が円滑に行われるよう、隨時、次の各号の資料を提供又は交換するものとする。

- (1) 長崎県地域防災計画（震災対策編）
- (2) 連絡担当者、判定士名簿及び判定士連絡網

（協力の要請）

第4条 甲は、県内において大規模地震等が発生し、判定活動等の実施のために応援もしくは協力が必要と判断したときは、乙に対し文書により応援もしくは協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、遅滞なく文書を交付するものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、判定士連絡網に基づき判定士への連絡に協力するものとする。

- 2 乙の会員である判定士は、判定活動及び相談活動について、可能な限り甲に協力するものとする。

3 乙の会員である判定士の派遣について、地震発生時に電話等の通信が困難な状況においても、実施できるように取り組むものとする。

(災害時における補償)

第6条 第2条における判定活動に伴う災害補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に基づく補償とする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、一般社団法人長崎県建築士会とする。

(準用)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、第4条から第7条の規定を準用する。

- (1) 甲が他都道府県への判定活動支援、協力が必要と判断したとき
- (2) 甲が訓練のために判定士に連絡を行う必要があるとき

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用の期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月27日

甲 長崎県
長崎県知事 中村法道

乙 一般社団法人長崎県建築士会
会長 富田耕司

(36) 災害時における支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎県石油商業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と、長崎県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害時における燃料の優先供給や被災者及び帰宅困難者（以下「被災者等」という。）の支援に関し、甲が乙に対して支援を求めるときに必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができる。

- (1) 乙の組合員の給油所において、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両（消防車、救急車等）に対し、優先的に燃料を供給すること
- (2) 乙の組合員の給油所において、市町等が行う炊き出し及び避難所の暖房等に必要な燃料を優先的に供給すること
- (3) 乙の組合員の給油所において、被災者に対し一時休憩所として、トイレ及び水道水を提供すること
- (4) 乙の組合員の給油所において、被災者に対し、乙がテレビ、ラジオ、インターネット等により得た情報及び現地情報（通行可能な道路や避難所の所在地等）を可能な限りで提供すること。

2 前項の支援要請は、文書で行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（乙の支援）

第3条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けた時は、可能な範囲内において支援するものとする。

ただし、通信の途絶等により甲が乙へ支援要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する燃料の代金は、乙から供給を受けた者が負担するものとする。

2 第2条第1項第3号から第4号に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 甲乙両者は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（「以下連絡責任者等」という）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲乙両者は、災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもつて更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年5月8日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子原二郎

乙 長崎県長崎市元船町2番8号
長崎県石油商業組合
理事長 松本博

災害時における被災者等の支援に関する協定にかかる実施細目

災害時における被災者等の支援に関する協定（以下「協定」という）第7条に基づく実施細目について、下記のとおり定める。

第1条 乙の組合員は、協定第2条第1項第4号に規定する情報提供の一環として、長崎県ホームページ内の総合防災ポータルのページ(<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/index.php>)又は携帯電話用 <http://www.pref.nagasaki.jp/k/>)からパソコンまたは携帯電話を利用して随時情報を取得し、被災者に可能な限りで情報提供を行うものとする。

第2条 協定第2条第1項第1号に規定する緊急通行車両のうち代表的なものは、次の各号に掲げる自動車である。

- (1) 消防車
- (2) 救急車
- (3) 警察用自動車
- (4) 知事の災害派遣要請を受けた自衛隊の車両
- (5) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための自動車（通常、都道府県知事又は公安委員会に交付された標章を前面に掲示しているもの）

第3条 協定第2条第1項第2号に規定する燃料を優先的に供給する対象は、別表1のとおりとする。

第4条 協定第2条第2項に規定する支援要請は、別紙様式1により行う。

第5条 協定第5条に規定する連絡責任者の報告は、別紙様式2で行い、協定初年度においては協定締結の日以降30日以内に行うものとする。

別表1（実施細目第3条）

協定に定める供給先	対象として想定する施設	用途
市町等が行う炊き出し	炊き出しの場所	電源等
避難所の暖房等	避難所	暖房、電源、通信設備等
災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等	災害復旧(道路、橋など)	重機等の燃料
	浄水場	自家発電設備の燃料
	下水処理施設	
医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急性度の高いもの	病院、有床診療所等	自家発電設備の燃料等
	高齢者関連施設、事業所	自家発電設備の燃料等 訪問、送迎等の福祉車両用燃料
	障害者関連施設、事業所	
災害対策業務を行う行政機関	県庁、地方機関、その他の県機関 警察本部、警察署 市町行政機関	自家発電設備の燃料 車両用燃料
その他、県民の安全を確保するために特に重要なものとして県が認める施設等	放送事業者など	

※燃料不足等の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、県は必要な調整を行う。

別紙様式1（実施細目第3条）

災害時における支援要請書

年 月 日

様

長崎県知事

1 災害及び支援を必要とする状況（理由）

2 要請する支援の内容

別紙様式2（実施細目第4条）

連絡責任者届

【長崎県】

1 連絡責任者等

項目	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
T E L		
携帯		
F A X		

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
T E L		
携帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：9：00～17：45
- ・休日：土・日曜日、祝祭日、年末年始（12／29～1／3）

【長崎県石油商業組合】

1 連絡責任者等

項目	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
T E L		
携帯		
F A X		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
T E L		
携帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

(37) ① 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課 : 株式会社ココストア : 株式会社セブンイレブン : 株式会社デイリーヤマザキ : 株式会社ファミリーマート : 株式会社ローソン : 株式会社壹番屋 : 株式会社モスフードサービス : 株式会社吉野家 : 株式会社ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ココストア（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
 - (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子原二郎

(乙) 住 所 愛知県名古屋市中区栄1丁目7番地34号
株式会社ココストア
代表取締役社長 盛田宏

(37) ② 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課 : (株)ココストア : (株)セブンイレブン : (株)デイリーヤマザキ : (株)ファミリーマート :
(株)ローソン : (株)壹番屋 : (株)モスフードサービス : (株)吉野家 : (株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
 - (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子原二郎

(乙) 住所 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井戸隆一

(37) ③ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課 : 株)ココストア : (株)セブンイレブン : (株)デイリーヤマザキ : (株)ファミリーマート :
(株)ローソン : (株)壹番屋 : (株)モスフードサービス : (株)吉野家 : (株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社デイリーヤマザキ（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要な徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリーヤマザキ
代表取締役社長 田嶋 誠

(37) ④ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課 : 株)ココストア : (株)セブンイレブン : (株)デイリーヤマザキ : (株)ファミリーマート :
(株)ローソン : (株)壹番屋 : (株)モスフードサービス : (株)吉野家 : (株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要な徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役 上田 準二

(37) ⑤ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリーヤマザキ：(株)ファミリーマート：
(株)ローソン：(株)壹番屋：(株)モスフードサービス：(株)吉野家：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新浪 剛

(37) ⑥ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課 : 株式会社ココストア : 株式会社セブンイレブン : 株式会社デイリーヤマザキ : 株式会社ファミリーマート : 株式会社ローソン : 株式会社吉野家 : 株式会社モスフードサービス : 株式会社吉野家 : 株式会社ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社吉野家（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者の中、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
株式会社壱番屋
代表取締役 浜島 俊哉

(37) ⑦ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課 : 株)ココストア : (株)セブンイレブン : (株)デイリーヤマザキ : (株)ファミリーマート :
(株)ローソン : (株)壹番屋 : (株)モスフードサービス : (株)吉野家 : (株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要な徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都品川区大崎2-1-1
株式会社モスフードサービス
代表取締役社長 櫻田 厚

(37) ⑧ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課 : 株)ココストア : (株)セブンイレブン : (株)デイリーヤマザキ : (株)ファミリーマート :
(株)ローソン : (株)壹番屋 : (株)モスフードサービス : (株)吉野家 : (株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社吉野家（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者の中、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
 - (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請

を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3-17
ダヴィンチ新宿ビル
株式会社吉野家
代表取締役社長 出射 孝次郎

(37) ⑨ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリーヤマザキ：(株)ファミリーマート：
(株)ローソン：(株)壹番屋：(株)モスフードサービス：(株)吉野家：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため。帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されているミスター・ドーナツの店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月1日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村法道

(乙) 住 所 大阪府吹田市豊津町1番33号
株式会社ダスキン
代表取締役社長 山村輝治

(38) 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

(県防災企画課：西日本高速道路㈱九州支社)

長崎県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力を要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において要請に応じるものとする。

- (1) 乙が管理する長崎県内に所在するパーキングエリア等の施設（以下「休憩施設等」という。）の防災拠点としての活用
- (2) 休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- (3) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (4) 災害情報等の共有
- (5) 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術支援
- (6) 相互の道路機能の活用
- (7) その他必要と認められる事項

2 上記に掲げる内容のうち、乙が保有する設備・資機材等について乙は甲に報告するものとし、変更があればその都度、報告するものとする。

（協力要請）

第3条 協力を要請する場合、甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにして口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協力に要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力を円滑に実施するために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時より本協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施

するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、調印の日から平成24年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月16日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村法道

乙 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番地2号
西日本高速道路株式会社 九州支社
支社長 本間清輔

(39) 災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定

(県交通政策課：(公社)長崎県トラック協会)

長崎県（以下「甲」という。）と社団法人長崎県トラック協会（以下「乙」という。）は、長崎県地域防災計画の一環としての災害応急対策活動及び都道府県等相互の応援処置のために必要な一般貨物自動車（以下「緊急輸送車両」という。）による緊急輸送の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（緊急輸送の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- (2) 県外において災害が発生し、災害救助をする場合。
- (3) その他前2号に付随する業務を行う場合。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、拒否することはできない。

（業務の内容）

第2条 前条の規定により、甲が乙に要請する業務（以下「緊急輸送業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める物資等の緊急輸送のこと。
- (2) その他物資等の緊急輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

第3条 甲は第1条の要請を緊急物資等輸送要請書（様式1号）に必要事項を記載のうえ行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別の理由があるときは、口頭その他の確実な方法で要請することができる。

2 甲は前項ただし書きにより要請したときは、遅滞なく緊急物資等輸送要請書に必要事項を記載のうえ、乙に提出するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、第1条の要請により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して必要事項を記載のうえ、緊急物資等輸送実績報告書（様式2号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が使用した緊急輸送車両に係る運賃及び料金並びに実質的負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における当該地域の事業者が定める運賃及び料金を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙は、緊急輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、緊急輸送車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該緊

急輸送車両を交換して緊急輸送業務を継続しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、その緊急輸送車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用者（同伴者を含む。）又は、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、緊急輸送業務に従事した者が、その業務で負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年長崎県条例第8号）」等に定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 緊急輸送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に基づく業務が円滑に行われるようするため、連絡責任者をおく。

2 前項の連絡責任者は、甲については連絡責任者及び事務分担表（別紙1）のとおりとし、乙は社団法人 長崎県トラック協会専務理事とする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び、乙は、この協定締結の日及び毎年4月1日現在の災害応急対策に必要な緊急輸送の応援要請に関する協定事務担当者名簿（様式3号）を作成し、相互に交換して保有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日より効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年8月25日

甲 長崎県
長崎県知事 中村法道

乙 社団法人長崎県トラック協会
会長 松藤悟

様式1号

文 書 番 号
平 成 年 月 日

緊急物資等輸送要請書

社団法人 長崎県トラック協会会長 様

長崎県知事

「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害の状況及び緊急輸送の要請を必要とする事由

2 要請する車両及び輸送内容

車種（形状）	最大積載量（t）	必要な台数	乗務員数	備考

輸送日時	輸送場所（区間）	輸送物資等の種類（数量）

3 車両の差出しの日時及び場所

4 その他参考となる事項

担当課名	
担当者名	
電話番号	

様式2号

文 書 番 号
平 成 年 月 日

緊急物資等輸送実績報告書

長崎県知事 様

社団法人 長崎県トラック協会会長

「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、下記のとおり物資を輸送しましたので報告します。

記

輸送日時 (期間)	輸送場所 (区間)	距離 (km)	事業者名 車種 (最大積載量)	台数	乗務員数	輸送物資等の種類 (数量)

災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定事務担当者名簿

所属名（ ） 平成 年 月 日現在

役職名	ふりがな	卓上電話番号	自宅電話	備考
担当区分	氏 名	FAX 番号	携帯電話	

連絡責任者及び事務分担表

1. 本協定全般及びトラック協会との連絡調整に関すること。

交通政策課長

2. 本協定の第1条（緊急輸送の要請）、第3条（要請の方法）、第4条（実績報告）、第5条（費用の負担）第1項、第6条（事故等）、及び第7条（損害賠償責任）に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）

3. 本協定の第5条（費用の負担）第2項に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）

交通政策課長

4. 本協定の第8条（災害補償）に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）

危機管理課長

福祉保健課長

5. 本協定の第10条（担当者名簿の作成）に関すること。

交通政策課長

6. 本協定の第11条（協議）に関すること。

交通政策課長

(40) 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎県土地家屋調査士会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）における、甲の災害復興に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内に大規模災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害復興を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他、前項に定める災害に限らず甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協定の内容）

第4条 甲は、長崎県内で第2条に定める災害が発生した場合、乙に要請する本協定書の支援内容は次のとおりとする。

（1）不動産登記及び境界問題等の相談所開設に関する事項。

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に支援の要請を行うに当たっては、必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条に定める支援活動は、無償とする。

（労務補償）

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙の責任において行うものとする。

（資料の提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく支援活動が円滑及び的確に行えるよう、必要に応じ資料を提供するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3

箇月前までに甲乙いづれからも解除の申し出を行わなかった場合は、同一の内容をもって期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、さらに、特に必要を要す案件が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月28日

甲 長崎県知事 中 村 法 道

乙 長崎県土地家屋調査士会
会長 針 本 久 則

(41) 災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定書

(県防災企画課：特定非営利活動法人九州災害救助犬協会)

長崎県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人九州救助犬協会（以下「乙」という。）は、長崎県内において大規模な災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動及び捜索活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、大規模災害等が発生した市町から要請がある場合等、災害時の捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成、現場到着予定期刻等必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は災害の種類及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（捜索活動の実施）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時又はその後に甲が指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定による出動及び捜索活動に要した費用については、乙の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って乙の出動人員又は災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練への参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成25年7月10日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年 7月10日

甲 長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中村法道

乙 熊本県熊本市南区南高江2丁目11-73
特定非営利活動法人九州救助犬協会
理事長 村上寅美

(42) 災害時における復旧応援業務に関する協定書

(県防災企画課：(一社) 長崎県ビルメンテナンス協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は、長崎県内において大規模な災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）発生時における復旧応援業務（公共建築物の清掃・消毒等による環境衛生保持業務）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内において大規模災害等が発生した場合に、甲が乙に 避難所等の公共建築物の清掃・消毒等の要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「公共建築物」とは、地方公共団体等が管理する学校及び公民館等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認めたとき又は市町が甲に要請したときは、次の各号により、復旧応援業務について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 公共建築物の環境衛生面に係る被害状況の確認及び対処方法の報告
- (2) 公共建築物の清掃、消毒など環境衛生面に係る応急措置
 - ・ 公共建築物の洗剤洗浄（外壁、床下の洗浄及び拭き上げ、土砂等の撤去）、噴霧殺菌消毒
 - ・ 排水溝の殺菌消毒
 - ・ 貯水槽の清掃、消毒
- 2 前項の甲の乙に対する要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく復旧応援業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第1項の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。
- 6 乙は、復旧応援業務を実施したときは、報告書をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項第1号の被害状況の確認及び対処方法の報告に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 前条第1項第2号の応急的措置に要する費用は、甲又は甲に復旧応援業務を要請した市町の負担とする。
- 3 復旧応援業務のうちの労務費については、建築物価指標を基に甲又は市町と乙との協議により決定するものとし、その他の費用については、災害発生直前における適正な価格（災

害発生前の取引については、取引時の適正な価格）とする。

（損害賠償）

第5条 復旧応援業務により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）の補償については、甲と乙との協議のうえで対処するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては長崎県危機管理監危機管理課とし、乙にあっては一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会事務局とする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の連絡窓口は、変更後の防災行政事務を所管する組織を充てるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第7条 乙は、平常時において、次の各号に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（有効期間）

第8条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定に定める事項で疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成28年12月13日

甲 長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市桜町3-15 BUNGO BUILD 2階
一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会
会長 久野 弘之

(43) 災害時における空調衛生設備等の応急対策に関する協定書

(県防災企画課：(一社) 長崎県空調衛生設備業協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県空調衛生設備業協会（以下「乙」という。）は、長崎県内において大規模な災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、災害対策本部等が設置される庁舎や指定避難所等の空調衛生設備、給水設備、排水設備、換気設備、消火設備等（以下「空調衛生設備等」という。）が損傷した場合の応急対策への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における空調衛生設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、別紙様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（対象施設）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策業務の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部等が設置される甲及び県内市町の庁舎
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所
- (3) その他甲が必要と認める施設

（業務内容）

第4条 甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 空調衛生設備等の被害状況調査及び報告
- (2) 空調衛生設備等の機能不良箇所の応急・仮復旧工事
- (3) 電気供給用又は照明用の発電機の提供
- (4) その他甲が必要と認める業務

（乙の措置）

第5条 乙は、乙の会員事業者との調整等により応急対策業務の実施に関する協力体制を構築するとともに、第2条の規定による甲の要請を受けた場合は、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

（完了報告）

第6条 この協定に基づく業務を行った乙の会員事業者は、文書により速やかにその状況を

対象施設の管理者及び乙に報告するとともに、乙は、乙の会員事業者からの報告を取りまとめ、別記様式第2号により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく第4条第1号に定める業務の実施に要する費用は乙の負担とし、同条第2号から第4号に定める業務の実施に要する費用は甲又は甲の要請に基づき乙の協力を受けた者の負担とする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時において、次の各号に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定に定める事項で疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成28年11月18日

甲 長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市立山五丁目4番30号
一般社団法人長崎県空調衛生設備業協会
代表理事 松元 安雄

(44) 災害時における冷凍空調設備等の応急対策に関する協定書

(県防災企画課：(一社)西日本冷凍空調工業会)

長崎県（以下「甲」という。）と西日本冷凍空調工業会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における冷凍空調設備等の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の災害時に拠点となる施設等の冷凍空調設備等が災害により異常が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、その機能の確保及び回復のため、甲と乙との基本事項を定め、災害に対し、迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認めた時は、乙に協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づいて、甲が乙に要請する応急対策の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 甲及び市町の災害時に拠点となる施設（避難所を含む）
- (2) その他災害対策上、甲が必要と認める施設

（業務内容）

第4条 甲が乙に対し、要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災した冷凍空調設備の安全点検（フロンの有無等）の支援
- (2) 被災した冷凍空調設備の復旧支援
- (3) 冷凍・空調機器等の物資支援
- (4) フロン類の回収支援
- (5) その他甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(応急対策の施工)

第7条 乙は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 現地に甲の職員が派遣されていない時は、電話等にて指示を仰ぐものとし、それも出来ない場合には、乙の責任において施工できるものとする。

(完了報告)

第8条 乙は、応急対策を完了した時は、その状況を速やかに第2号様式により報告するものとする。

(費用負担)

第9条 乙が応急対策に要した費用は、甲又は甲の指定する市町が負担する。負担額については、乙から提出された第2号様式に基づき、災害発生直前における適正な価格により算出するものとする。

2 乙が応急対策に要した費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する市町から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関する関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が第3条の対象施設に移動する際には、必要に応じて乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡体制の整備)

第12条 甲及び乙は、応急対策に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、本協定締結後、連絡先を別紙第3号様式により甲に報告を行うものとする。また、体制が変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって

協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月19日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡市博多区博多駅東1丁目11番15号
一般社団法人 西日本冷凍空調工業会
会長 國松 孝一

(45) 災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書

(県防災企画課：(一社)長崎県建造物解体工業会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県（以下「甲」という。）が、一般社団法人長崎県建造物解体工業会（以下「乙」という。）に対して、長崎県内の市町又は一部事務組合（以下「市町等」という。）が行う災害時における建築物等の解体撤去等に関する協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

- 2 この協定において、「建築物等」とは、災害応急活動、消火活動、救助活動、その他危険要因を除去する際に支障となる建築物その他の工作物をいう。
- 3 この協定において「廃棄物等」とは、建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、がれき類、金属くず等の不要物及びこれらの混合物並びに処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(協力業務)

第3条 甲は、市町等が必要とする次の業務（以下「解体撤去等」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 建築物等の除去及び解体、撤去に関する業務
- (2) 廃棄物等の収集・運搬、処分に関する業務
- (3) 防災活動及び消防活動における安全確保のための助言に関する業務
- (4) その他前各号に伴う必要な業務

(協力要請)

第4条 甲は、市町等からの要請に基づき、乙に対し、協力を要請するものとする。

- 2 前項の規定による協力の要請は、次に掲げる事項を口頭で行い、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 協力を要請した市町等（以下「要請市町等」という。）の名称
- (2) 事案の発生場所及び状況
- (3) 要請する業務内容
- (4) 集合場所及び連絡責任者、連絡先
- (5) その他必要な事項

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、要請市町等が実施する解体撤去等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、直ちに指定された集合場所に解体撤去等を実施する乙の会員（以下「業務従事者」という。）を派遣する。業務従事者は要請市町等の現場責任者の指示を受け、事案の発生場所において、解体撤去等を実施するものとする。

- 3 要請市町等は、乙の活動が円滑に実施されるよう建物所有者に解体撤去等の同意等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 要請市町等は、解体撤去等で発生する廃棄物等の移動及び処理にあたっては、業務従事者へ必要な指示を行うものとする。
- 5 乙及び業務従事者は、解体撤去等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (2) 廃棄物等の分別の徹底等に努め、可能な限り再利用、再資源化すること。

(情報の提供)

第6条 要請市町等は、乙又は業務従事者による解体撤去等が円滑に行われるよう、事案の発生場所の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、解体撤去等が完了したときは、次に掲げる事項を文書で甲及び要請市町等に速やかに報告するものとする。

- (1) 要請市町等の名称
- (2) 解体撤去等の実施内容
- (3) 派遣した人員、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙が第4条の規定による要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、要請市町等が負担するものとし、その額については、要請市町等と乙が協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第9条 第4条の要請に基づき解体撤去等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかる場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県危機管理課、乙においては一般社団法人長崎県建造物解体工業会事務局とする。

(会員の状況等の報告)

第11条 乙は、乙の会員の状況等を毎年5月31日までに甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要と認める場合は、乙に随時報告を求めるができるものとする。

2 甲は、前項の報告について、市町等へ情報提供するものとする。

(平常時における協力)

第12条 乙は、次に掲げる市町等が行う平時の防災活動及び消防活動について、協力に努める。

- (1) 解体物件で防災訓練及び消防訓練に活用できると認めるものについて、その情報を市町等に提供すること。

- (2) 市町等から防災訓練及び消防訓練等への参加又は支援について要請があった場合、可能な限り協力すること。
- (3) 市町等から消防隊員等の研修等に関し、指導者の派遣や資料の提供等の要請があった場合、可能な限り協力すること。
- (4) その他必要な事項について、乙が対応できる範囲で協力すること。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 31 年 1 月 28 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

長崎県知事 中村法道

乙 長崎県長崎市出島町 5 番 19 号 3 B

一般社団法人長崎県建造物解体工業会
会長理事 池田正喜

(46) 災害時における緊急輸送に関する協定書

(県防災企画課：(一社) 長崎県バス協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県バス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合（原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）において、災害対策基本法第86条の14の規定又は長崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行うバスによる緊急輸送要請に関し、その手続き等必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による要請は、緊急輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨報告するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（観光客等帰宅困難者を含む）の輸送業務
 - (2) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
 - (3) ボランティアの輸送業務
 - (4) その他バスによる支援業務（運行困難な場合には、車両のみの貸与含む。）
- 2 甲は、乙が実施する業務が円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第4条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第2条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料、車両借上料等の実費負担額）は、甲が負担する。

- 2 前項の運賃又は料金は、乙の協会員が道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第3項、同法第9条の2第1項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基本とし、甲及び乙の協会員が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙の協会員に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の協会員の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は、速やかに当該バスを交換してその供給を継続するものとする。

2 乙の協会員は、バスの運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第8条 乙の協会員は、バスの運行に際し、自己の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙の協会員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合、又はこの協定に基づく業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷した場合で、当該損害が災害と相当因果関係があると甲乙が協議した上で認められるときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従業員に対する補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和38年長崎県条例第8号）を準用する。

- (1) 乙の協会員又は業務に従事する者の重大な過失による場合
- (2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (3) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿等の提供)

第10条 甲は、乙との連絡先等を記載した体制表を毎年1回、乙に提出するものとする。

2 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの連絡先を記載した名簿と協会員が所有するバスの車両台数の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(原子力災害対策時の従事者の安全確保)

第11条 原子力災害時に乙の協会員の従業者がこの協定に基づく業務に従事したことによる被ばく線量は、実効線量で1ミリシーベルトを上限とし、上限を超えるおそれがある場合には、甲は乙に協力を要請しないものとする。

2 甲は、乙の協会員の求めに応じ以下の物品等を貸与するものとする。

防護服

線量計

その他原子力災害時に乙の協会員の従業員の安全を確保するために必要な物品等

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第14条 この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年8月18日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市興善町4番6号
一般社団法人長崎県バス協会
会長 川口 博樹

(47) 災害時のタクシーにおける緊急輸送に関する協定書

(県防災企画課：(一社) 長崎県タクシー協会)

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県タクシー協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時等における緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、長崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行う緊急輸送業務の要請に関し、手続き等必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、甲が次条に掲げる業務を遂行するために必要があるとき、又は甲が他の地方公共団体等から次条に掲げる業務の遂行について応援要請を受けたときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の要請した業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

2 前項の規定による要請に対し、乙は協会員の従業員の安全確保に十分配慮して行うものとする。

3 第1項の規定による要請は、緊急輸送要請書（様式1）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(業務内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等（観光客等帰宅困難者を含む）の輸送
- (2) 災害応急対策に必要な要員の輸送
- (3) その他、災害時において甲が必要と認める緊急輸送

(車両運行への配慮)

第4条 甲は、協会員が前条の業務を行う際に災害対策基本法第76条第2項に定める通行禁止区域等を通行する必要がある場合には、車両を同条第1項に定める緊急通行車両として認定するよう配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保につとめ、必要に応じて乙又は協会員へ要請するものとする。

(報告)

第5条 協会員は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務報告書（様式2）によりその業務内容を甲及び乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定により、協会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料、駐車場利用料等）は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法（昭

和 36 年法律第 223 号) 第 68 条又は第 74 条第 1 項の規定により、甲が他の地方公共団体等の応援要請に応じて、協会員に緊急輸送を行わせた場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるところによる。

- 2 前項の運賃及び料金は、協会員が道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条の 3 第 1 項の規定により認可を受けた旅客の運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払)

第 7 条 協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。ただし、協会員は、前条第 1 項ただし書にかかる費用については、災害対策基本法第 92 条第 2 項に基づき甲が一時繰替え支弁を行う場合を除き、甲が指定する地方公共団体等に請求するものとする。

- 2 甲又は甲が指定する地方公共団体等は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を協会員に支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 協会員が第 2 条により要請された業務に供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、協会員は速やかに当該事業用自動車を交換してその業務を継続するよう努めるものとする。

- 2 協会員は、前項の場合、その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかに状況を報告するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第 9 条 協会員は、第 2 条により要請された業務に係る事業用自動車の運行に際し、自己の責めに帰すべき理由により旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(従事者等の災害補償)

第 10 条 甲は、協会員の従業員が第 2 条により要請された業務に従事したことにより、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合において、当該損害が災害と相当因果関係があると甲、乙及び協会員が協議した上で認められるときは、甲は次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和 38 年 3 月 20 日長崎県条例第 8 号)に定めるところに準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 業務に従事する者が他の法令又は協会員若しくは業務に従事する者が締結した損害保険契約により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- 2 乙は協会員に対して、前項の補償の責は負わないものとする。

(連絡体制及び情報交換)

第 11 条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届」(様式 3)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに甲又は乙が相手方に対し、別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が署名の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市中里町 1576 番地 6
一般社団法人 長崎県タクシー協会
代表理事 四元 永生

(48) 大規模災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定書

(県防災企画課：損害保険ジャパン日本興亜（株）)

長崎県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、長崎県内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙相互の密接な連携、協力により、大規模災害への備えとなる防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な実施を目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) 災害時におけるドローンによる情報収集に関すること。
- (2) 甲及び乙が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること。
- (3) 県民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (4) 地震保険の加入促進に資する情報提供に関すること。
- (5) その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は、原則として文書により要請を行うものとする。

ただし、大規模災害発生時など、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（完了報告）

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による協力を実施した場合は、相手方に対して文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第5条 甲及び乙が第2条の規定による協力をを行うために要した費用については、その都度、甲乙で協議する。

（連絡責任者）

第6条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、

速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(情報管理)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年 5月21日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
取締役社長 西澤敬二

(49) 災害に係る情報発信等に関する協定

(県防災企画課：ヤフー（株）)

長崎県（以下「甲」という）及びヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、県内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及び、その担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年3月16日

甲：長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

(50) 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

(県防災企画課：生活衛生課：福祉保健課：長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害等」という。）に、高齢や、障害等を理由に避難所での生活に特別の配慮を要する者、その他宿泊施設の利用が必要であると甲が認める者（以下「要配慮者等」という。）への宿泊施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等において、要配慮者等の避難所として宿泊施設を提供するに当たり、甲から乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等において、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を要配慮者等の避難所として利用する必要があると認めるときは、乙に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の承諾等）

第3条 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、受入れが可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力宿泊施設の業務内容）

第4条 乙の組合員は、第2条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する施設（以下「協力宿泊施設」という。）において、要配慮者等に対し、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 宿泊場所（部屋）、入浴施設及び食事の提供（専門的な介護や特別な配慮を要する食事の提供を除く。）
- (2) その他、甲乙の協議により必要と認める業務

（協力宿泊施設への利用申込）

第5条 協力宿泊施設への利用申込みの方法は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、被災市町に対し、協力宿泊施設の情報等を提供することができるものとする。

(受入期間)

第6条 協力宿泊施設における要配慮者等の受入期間は、災害救助法による救助基準に基づき、要配慮者等を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備され、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用負担)

第7条 協力宿泊施設の提供等に要する費用については、甲又は被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲又は被災市町が乙と協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、第5条第1項の利用申込み後に、その変更又は取消しが発生した場合であっても、当該利用申込みをした者に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(移送)

第9条 甲は、被災地から協力宿泊施設への要配慮者等の移送について、乙及び協力宿泊施設に対して協力を求めることができる。

2 前項の移送に要する費用は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第10条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者及び連絡体制)

第11条 甲及び乙は、第1条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

2 甲及び乙は、災害等において、協力宿泊施設の提供が円滑に行えるよう、平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定

の有効期間が終了する 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 5 月 26 日

甲 長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市栄町 5 番 5 号 FM 長崎ビル別館 2 階
長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 村木 営介

(51) 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎県内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く県民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整のうえ、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について甲又は甲の指定する者と確認のうえ、引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話

等により甲に連絡し、併せて甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。
ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく第2条に記載の電動車両等の貸与については、無償とする。ただし、
貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）
については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議のうえ、
決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。
(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、または電動車両への損害については、
その損害の帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事
由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、その賠償に当たるものとする。
(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入す
るものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、
乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲
の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができな
くなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、
速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。
(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

- (2) 原則として、県内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による通知がない限り、有効期間満了日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月30日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市梁川町1番14号
長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 高田 和美

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役C E O 加藤 隆雄

(様式第1号)

令和 年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 様

長崎県知事

長崎県と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭、電話等による要請の日時	令和 年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(様式第2号)

令和 年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

長崎県知事 様

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

長崎県と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(様式第3号)

令和 年 月 日

連絡責任者報告書

(相手方)

様

(報告者)

長崎県と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号は携帯電話番号など災害時にも繋がるものが望ましい

(52) 災害時における愛護動物の救護に関する協定書

(県生活衛生課：(公社) 長崎県獣医師会)

長崎県（以下「甲」という。）と公益社団法人長崎県獣医師会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した際に、長崎県内において、被災した愛護動物の救護を行う活動への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎県地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる愛護動物は、原則として犬及び猫とする。

（協力の内容）

第3条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当に関するここと
- (2) 被災動物の保護及び管理に関するここと
- (3) 被災動物に関する情報提供に関するここと
- (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関するここと

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う期間
- (4) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するため、適宜、情報交換を行うものとする。

（活動の終了）

第6条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。また、乙は活動を終了したとき、速やかに次の事項を記載した文書（様式第2号）により、その内容を甲に報告するものとする。

- (1) 活動の具体的な内容
- (2) 活動の実施期間
- (3) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(負担)

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めるものとする。ただし、乙が動物救護活動において特別な経費が生じるような場合は、甲乙は必要に応じて協議するものとする。また、甲は、乙がこの業務のために必要とする用地、施設、設備その他を可能な限り提供するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては長崎県県民生活部生活衛生課、乙にあっては長崎県獣医師会事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月25日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県諫早市貝津町3031
公益社団法人長崎県獣医師会 会長 池尾 辰馬

(53) 長崎県災害多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

(県国際課：(公財)長崎県国際交流協会)

長崎県知事 中村 法道（以下「甲」という。）と公益財団法人長崎県国際交流協会 理事長 宮脇 雅俊（以下「乙」という。）は、長崎県災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において設置・運営する長崎県災害多言語支援センター（以下「センター」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に外国人支援のための包括的な活動拠点となるセンターの設置・運営並びに甲及び乙の果たすべき役割等について、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 甲と乙は、災害時の外国人支援を円滑に行うために、センターを設置する。

（役割）

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

- (1) やさしい日本語及び多言語による情報の提供
- (2) 外国人からの相談・問い合わせ等への対応
- (3) 外国人の避難状況等の把握
- (4) 関係機関と連携した外国人支援
- (5) その他必要な業務

（設置場所）

第4条 センターは、甲の庁舎内（長崎市尾上町3番1号）に設置する。

2 災害被害等により、甲の庁舎内にセンターを設置することが困難である場合は、甲がこれに代わる場所を確保する。

（運営）

第5条 センターの運営は甲と乙が協働で行う。

2 甲と乙は、必要に応じて、県内外の自治体、地域国際化協会等と連携してセンターの運営を行う。

（経費負担）

第6条 前条の業務に伴い発生する経費の負担は、甲乙が協議して決定する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める内容に疑義が生じた時は、甲乙が協議して決定する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 長崎市尾上町3番1号

長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市出島町2番11号

公益財団法人長崎県国際交流協会

理事長 宮脇 雅俊

(54) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

(県土木部：九州地方整備局)

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と長崎県土木部長は災害対策基本法第7条に規定する、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成21年4月24日）については、廃止するものとする。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、長崎県土木部長の要請があった場合、または長崎県において「災害対策本部」が設置され九州地整局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は現地情報連絡員を長崎県に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、長崎県土木部長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

（応援の実施）

第3条 九州地整局長は、長崎県土木部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 長崎県土木部長は、長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、長崎県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は長崎県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－3の文書にて応援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取

ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

① 大規模な災害である場合。

② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。

③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）。

④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明（未調整）、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と長崎県土木部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と長崎県土木部長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、長崎県においては土木部建設企画課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年3月3日から適用するものとする。

平成23年3月3日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局 企画部長

長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県 土木部長

別紙－1

文書番号

平成年月日

国土交通省九州地方整備局企画部長殿

長崎県土木部長

大規模な災害時の応援について（要請）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

文書番号

平成年月日

長崎県土木部長殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあった標記については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

文書番号

平成年月日

長崎県土木部長殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

<大規模災害支援協定の締結状況>

		住所	電話	FAX
陸上部	(社)長崎県建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-826-2285	095-826-2289
	県北防災建設業協同組合		0956-25-2277	0956-25-3356
	長崎県型枠工事業協同組合	長崎市田中町 1922-1	095-839-3009	095-839-3009
	長崎県中小建設業協会	長崎市桜町 9-6	095-824-4028	
	長崎県工務店連合会	大村市黒丸町 600-7	0957-55-6565	0957-55-6565
	(社)長崎県とび・土木工事業協同組合		095-865-5571	
測量 (陸上)	佐世保市北部地域防災協議会	佐世保市世知原町槍巻 49-2	0956-76-2112	0956-78-2049
	(社)長崎県測量設計業協会	長崎市川口町 6-17	095-845-5257	095-845-0048
海上部	(社)長崎県港湾漁港建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-818-5466	095-826-9233
地質	(社)長崎県地質調査業協会	佐世保市日宇町 2690	0956-46-5085	0956-46-5010
造園	(社)長崎県造園建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-827-0590	095-824-4473
電気	長崎県電気工事業工業組合	長崎市宝栄町 23-23	095-862-1975	095-862-1337
内線	長崎電気設備協同組合	長崎市浜平町 1-7-2	095-825-5542	095-825-5626
水道	長崎県管工事業協同組合連合会	長崎市古町 54	095-824-1011	095-828-1963
建屋外壁	長崎県板金工業組合	諫早市貝津町 2071-7	0957-26-7225	0957-26-6606
設計 (海上)	長崎県港湾漁港建設コンサルタント協議会	長崎市栄町 5-5	095-821-5503	095-821-5768